

総合医療情報システム（電子カルテシステム）機器用消耗品について、京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年3月30日

京都府公立大学法人理事長 長尾 真

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
総合医療情報システム（電子カルテシステム）機器用消耗品
- (2) 購入物品の品名、予定数量等

品名	予定数量
ECトナーカートリッジ PLB-ECT（純正品） （再来受付機（PFU製）用）	96本
TK-3101 トナーブラック（純正品） （A4モノクロプリンターLS-2100DN（京セラ製）用）	75カートン

- (3) 契約期間
平成29年4月14日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所
京都府立医科大学

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学事務局経理課調達担当
電話番号（075）251-5220
- (2) 入札資料の配付日時及び場所
ア 日時 平成29年3月30日（木）午後4時から
イ 場所 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学事務局経理課調達担当

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 物品の製造の請負及び物品の買入りに係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成28年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「コンピュータ・関連機器」に登録されているものであること。
- (2) 4の(1)に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間 平成29年3月30日（木）から平成29年4月7日（金）
までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時30分まで

(2) 提出場所 2の(1)に同じ。

(3) 確認通知 入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 確認資料作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(1)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることが出来る。

(ア) 随時資格審査申請書の提出場所及び問い合わせ先

京都府総務部入札課物品担当

電話番号（075）414－5428

(イ) 提出期限

平成29年4月5日（水）午後4時

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 平成29年4月14日（金）午前11時

イ 場所 京都府立医科大学 経理課・総務課共用会議室(大学本部棟1階)

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限 平成29年4月13日（木）

(イ) 提出先 〒602-8566

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府立医科大学事務局経理課長

(ウ) その他 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる資格のない者のした入札
 - イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
 - ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
京都府公立大学法人会計規則（以下「規則」という。）第34条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金
免除する。

7 契約保証金
免除する。

8 その他

- (1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。